

政統発 0807 第 1 号
令和 2 年 8 月 7 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省政策統括官
(統計・情報政策担当)
(公印省略)

厚生労働統計功労者功績表彰要領等の改正について (通知)

厚生労働省が実施しております各種統計調査につきましては、かねてより特段の御高配をいただき、厚く御礼申し上げます。

厚生労働統計功労者功績表彰及び厚生労働省政策統括官表彰（以下「表彰」という。）については、厚生労働省所管の統計調査の発展のために尽力し、その業績又は成績が特に顕著である個人又は団体を表彰して、その功績を讃えるとともに、調査業務の円滑な実施と統計調査従事者の士気の高揚を図ることを目的として実施しているところです。

今般、下記のとおり、厚生労働統計功労者功績表彰要領を改正し、また、厚生労働省政策統括官表彰については、厚生労働省政策統括官表彰要領として新たに要領を作成しましたので通知いたします。

また、引き続き厚生労働省政策統括官表彰の受賞者が厚生労働統計功労者功績表彰を受賞することは可能であります。具体的な表彰に係る留意事項や推薦書様式等については、推薦依頼（令和 3 年 2 月頃予定）の際に通知することを申し添えます。

記

1 改正の趣旨及び概要

(1) 趣旨

表彰の基準について、厚生労働統計全体としての整合を確保するとともに、新型コロナウイルス感染症対策業務を最優先に対応されている地方公共団体の状況を踏まえ、今年度の表彰の実施を来年度に延期するため、所要の改正を行う。

(2) 概要

- ① 表彰の基準について、次のとおり改正を行う。

- ・ 厚生労働統計としての表彰基準とするため、厚生統計と労働統計の区分を見直す。
 - ・ 表彰対象の見直しや業務簡素化の観点から、地方公共団体を対象とする団体表彰を廃止する。
- ② 表彰の方法は、「感謝状」で統一する。
- ③ 今年度における表彰を来年度に延期するための規定を設ける。
- ④ その他所要の改正を行う。

(参考1) 厚生労働統計功労者功績表彰要領の主な改正点

対象	表彰基準 (改正前)	表彰基準 (改正後)
【個人表彰】 地方公共団体の職員	【厚生統計】(表彰状) 35歳以上、10年以上従事 【労働統計】(表彰状) 2年以上従事	【厚生労働統計】(感謝状) 10年以上従事
【個人表彰】 統計調査員	【厚生統計】(感謝状) 5回以上従事 【労働統計】(表彰状) 1年6か月以上従事	【厚生労働統計】(感謝状) 5回以上従事(月次調査においては5年以上)
【団体表彰】 地方公共団体	【厚生統計】あり 【労働統計】なし	廃止
【団体表彰】 調査対象事業所	【労働統計】(表彰状) 調査への理解・協力が良好等	【厚生労働統計】(感謝状) 調査への理解・協力が良好等

(参考2) 厚生労働省政策統括官表彰の主な改正点

対象	表彰基準 (改正前)	表彰基準 (改正後)
【個人表彰】 地方公共団体の職員	【厚生統計】(賞状) 30歳以上、5年以上従事 【労働統計】なし	【厚生労働統計】(感謝状) 5年以上従事
【個人表彰】 統計調査員	【厚生統計】(賞状) 30歳以上、3回以上従事 【労働統計】なし	【厚生労働統計】(感謝状) 3回以上従事(月次調査においては1年6か月以上)

2. その他

- (1) 厚生労働統計功労者功績表彰要領 (別紙1)
- (2) 厚生労働統計功労者功績表彰要領に係る新旧対照表 (別紙2)
- (3) 厚生労働省政策統括官表彰要領 (別紙3)
- (4) 厚生労働省政策統括官表彰要領に係る比較表 (別紙4)